平成２２年（再イ）第２２２号
埼玉県北足立郡伊奈町本町３丁目19番地８
再生債務者　渡辺　茂樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第４８号
三重県桑名市大字志知3650番地
再生債務者　三輪　明香
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第５０号
三重県三重郡菰野町大字田光201番地８
再生債務者　荒木　良次
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月26日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第６０号
三重県四日市市采女が丘２丁目32番地４
再生債務者　山崎　敏夫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日　津地方裁判所四日市支部

平成２２年（再イ）第７６号
奈良市学園大和町２丁目200番地の５　ダイヤハイツ学園前Ｃ―616号
再生債務者　千神　浩策
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日　奈良地方裁判所

平成２２年（再イ）第６９号
北海道二海郡八雲町出雲町60番地５
再生債務者　廣野　扶美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日　函館地方裁判所

平成２２年（再イ）第１３４号
宮城県宮城郡松島町高城字町126番地
再生債務者　熊谷　正幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再イ）第３５号
栃木県さくら市氏家3262番地78
再生債務者　武田　利晴
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（再イ）第２９４号
神奈川県藤沢市藤沢３丁目１番18号　キャッスル湘南105
再生債務者　青木　　実
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第２９５号
横浜市保土ヶ谷区初音ヶ丘24番２号
再生債務者　岡野　博光
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３５号
静岡県沼津市大手町２丁目９番13号　メゾンドサファイア302
再生債務者　加藤　栄子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（再イ）第６号
宮崎県串間市大字西方2560番地３
再生債務者　河野　辰義
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年11月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月29日
宮崎地方裁判所日南支部破産・再生係

特定計量器型式承認

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 94 号
計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の規定に基づき、平成22年11月25日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 22 年 12 月 10 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
１、承認番号　第Ｌ1032号
２、名称　愛知時計電機株式会社
３、住所　愛知県名古屋市熱田区千年一丁目２番70号
４、特定計量器の種類　水道メーター

１、承認番号　第Ｌ1033号
２、名称　株式会社ニッコク
３、住所　東京都港区六本木六丁目17番１号
４、特定計量器の種類　水道メーター

○独立行政法人産業技術総合研究所公告第 95 号
計量法（平成４年法律第51号）第89条第１項の規定に基づき、平成22年11月25日付けをもって次のように特定計量器の型式を承認したので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。
平成 22 年 12 月 10 日
独立行政法人産業技術総合研究所
理事長　野間口　有
１、承認番号　第Ｄ1073号
２、名称　A&D SCALES CO., LTD.
３、住所　162－４　INSAN-NI,　DEOGSAN-MYEON,　JINCHEON-GUN,　CHUNGCHEONGBUG-DO, KOREA
４、特定計量器の種類　非自動はかり

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第32条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成22年12月１日から施行することになりましたので公告いたします。
平成 22 年 12 月１日　　日本放送協会
１）第７条の見出し「受信機の設置等の確認措置」を「メッセージの表示」に改める。
２）第７条第１項中、「メッセージ」の前に「設置確認」を加える。
３）第７条第２項中、「メッセージ」の前に「当該受信機の画面に設置確認」を加える。
４）第７条第４項の次に次の２項を加える。
５　ＮＨＫは、第２項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結しない場合には、放送受信契約の締結を案内する文字（以下「契約案内メッセージ」という。）を当該受信機の画面に表示する措置をとることができる。
６　ＮＨＫは、前項の措置をとった受信機を設置した者が、この規約に定める放送受信契約を締結した場合には、契約案内メッセージを表示しない措置をとるものとする。
５）付則第１項中、「平成22年４月１日」を「平成22年12月１日」に改める。